

浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、住居機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 この要綱は、高齢者生活福祉センター運営事業の実施について（平成12年9月27日付け老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知。同通知を改正する通知を含む。以下「通知」という。）と一体となって解釈、運用されなければならない。この場合において、この要綱と通知の定めとが異なる事項については、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜松市とする。ただし、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等（以下「老人デイサービスセンター等」という。）を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託する。

(実施施設及び利用定員)

第3条 この事業は、居住部門を老人デイサービスセンター等に合わせ、又は老人デイサービスセンター等の隣地に整備した小規模多機能施設（以下「生活支援ハウス」という。）において実施するものとし、実施施設及び利用定員は、次のとおりとする。

実施施設	所在地	定員数
やまぶき	浜松市中区和合町555	5名
あんしんの里	浜松市東区安新町33-1	8名
山崎	浜松市西区雄踏町山崎2829	9名
佐久間高齢者生活福祉センター	浜松市天竜区佐久間町中部18-15	14名

(利用対象者)

第4条 居住部門の利用対象者は、浜松市に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。なお、介護保険法に規定する要介護認定で要介護度2から5の者を除くものとする。ただし、市長が利用を必要と認めた場合は、この限りでない。

(事業内容)

第5条 第2条の規定に基づき委託を受けた者(以下「運営法人」という。)は次の事業を行う。

- (1) 利用者に対して住居を提供すること。
- (2) 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 利用者が、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健・福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じて利用手続きの援助等を行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供を行うこと。
- (5) その他、事業の達成に必要な業務を行うこと。

(利用期間)

第6条 居住部門の利用期間は、原則として利用を開始した日より起算して3ヶ月以内とする。

(職員の配置等)

第7条 生活支援ハウスには、併設の指定通所介護事業所等の職員のほか、居住部門の利用人員に応じて次に掲げる生活援助員を配置するものとする。

- (1) 利用人員5名以下の施設 常勤1名
 - (2) 利用人員6名以上10名以下の施設 常勤1名、非常勤1名
 - (3) 利用人員11名以上の施設 常勤2名、非常勤1名
- 2 夜間帯については、原則として宿直体制をとるものとする。
- 3 利用人員は、当該年度の前年度の平均を用いることとするが、新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した場合などこれにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用人員を推定するものとする。
- 4 生活援助員は、指定通所介護事業所の職員の協力を得て、第5条(2)(3)及び(4)に定める事業を行うほか、生活支援ハウスの管理を行うものとする。
- 5 生活援助員は原則として、ホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講するものとする。

(申請)

第8条 生活支援ハウスの利用を希望する者は、生活支援ハウス利用申請書(以下「申請書」という。)(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 健康診断書
- (2) 親等表

- (3) 誓約書・身元引受書
- (4) 収入申告書（第6号様式）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（利用決定及び利用料の決定）

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、利用の必要性を検討したうえで利用の適否を決定し、生活支援ハウス利用決定通知書（第2号様式）により、申請者及び運営法人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により生活支援ハウスの利用を決定した場合は、別表の1に基づき生活支援ハウス利用料を決定し、生活支援ハウス利用料決定（変更）書（第3号様式）により、申請者及び運営法人に通知するものとする。

（利用状況の変更）

第10条 運営法人は、利用者が入院又は退院等利用状況に変更が生じた場合及び第6条に規定する利用期間に延長の必要が生じた場合には、生活支援ハウス利用者状況変更届（第4号様式）により、市長あて届け出るものとする。

（利用の取消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき又は失踪したとき
- (2) 利用者から退去の申し出があったとき
- (3) 第4条の規定に該当しなくなったとき
- (4) 長期入院等の事由により居住部門の利用ができなくなったとき
- (5) その他市長が事業の利用を困難と判断したとき

2 運営法人は、利用者が前項の規定に該当すると認められるときは、生活支援ハウス利用者状況変更届（第4号様式）により、市長あて届け出るものとする。

3 市長は、第1項の規定により生活支援ハウスの利用を取り消したときは、生活支援ハウス利用取消通知書（第5号様式）により、利用者及び運営法人に通知するものとする。

（費用負担）

第12条 生活支援ハウスの居住部門にかかる利用料については、別表のとおりとし、利用者は、利用を開始した月より負担するものとする。

2 運営法人は、居住部門にかかる利用料を徴収することができるものとする。

3 運営法人は、食事を提供した場合は、食材料費の実費を利用者から徴収することができるものとする。

4 運営法人は、その他生活支援ハウスの居住において市長が必要と認める経費を利用者から徴収することができるものとする。

5 利用を開始した日又は利用を終了した日が月の中途である場合には、その月の利用料は日割計算にするものとする。

日割計算は、別表に規定する利用者負担額に当該月の実利用日数を乗じて得た額を当該月の実日数で除して得た額とする。ただし、10円未満は切り捨てとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

2 平成17年6月30日以前に第9条と同等の決定をし、第3条に規定する生活支援ハウスを利用している者については、この要綱に基づく申請その他の行為によるものとみなす。

舞阪町生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づく舞阪町生活支援ハウス運営事業、雄踏町生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づく雄踏町生活支援ハウス運営事業、佐久間高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱に基づく佐久間高齢者生活福祉センター運営事業、水窪町保健福祉センター居住施設運営事業実施要綱に基づく水窪町保健福祉センター居住施設運営事業は、この要綱に相当するものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表

生活支援ハウス居住部門利用料（月額）

1 生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 ~ 1,300,000 円	4,000 円
C	1,300,001 ~ 1,400,000 円	7,000 円
D	1,400,001 ~ 1,500,000 円	10,000 円
E	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000 円
F	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000 円
G	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000 円
H	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000 円
I	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000 円
J	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000 円
K	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000 円
L	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000 円
M	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000 円
N	2,400,001 円以上	50,000 円

備 考

- (1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（市長が定めるものを除く。）から租税、社会保険料、医療費その他市長が認める必要経費を控除した額をいう。ただし、前年の対象収入を把握するにあたって、1月から6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年の対象収入により階層を決定する。
- (2) 月の途中で入所又は退所した者に係るその月分の利用者負担額は、利用者負担額に当該月の実利用日数を乗じて得た額を当該月の実日数で除して得た額とする。ただし、10円未満は切り捨てとする。

2 光熱費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。

第1号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住 所 _____

電話 (_____)

氏 名 _____

対象者との続柄 _____

生活支援ハウス利用申請書

生活支援ハウスの利用を次のとおり申請します。

記

利用者	フリガナ				性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和(才)
	氏名						年月日	年 月 日
	住所	浜松市						
家族・近親者の状況	続柄	氏名	年齢	住所		電話		
申請理由								

様

浜松市長

生活支援ハウス利用決定通知書

生活支援ハウスの利用について、次のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

利用者	氏名		登録番号	
	住所			
利用施設	施設名			
	所在地			
利用開始日		年 月 日		
備考 (不承認の場合は その理由)				

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

生活支援ハウス利用料決定（変更）書

生活支援ハウス利用者の負担する額を下記のとおり決定（変更）いたします。

記

利用者の状況	収入額	階層	備考

利用施設	利用者氏名
利用料	年 月分から 月額 円
備考	月の途中で入退所された場合、その月の費用負担額は、日割り計算されます。（食事代・光熱水費等は別途、実費負担となります。）

第4号様式（第10条・第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

施設名 _____

申請者

施設長名 _____

生活支援ハウス利用者状況変更届

生活支援ハウス利用者の利用状況の変更を次のとおり届け出ます。

記

利用者氏名	
変更の理由 (入院の場合は概ねの入院期間)	
変更を生じる期間	
利用の取消に関する事項	
備 考	

第5号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

生活支援ハウス利用取消通知書

生活支援ハウス利用を下記のとおり取り消しますので通知いたします。

記

利用施設		利用者氏名	
利用取消年月日			
取り消しの理由			
備考			

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

氏名 _____
(明治・大正・昭和 年 月 日生)

収入申告書

平成 年中の収入について、次のとおり申告します。

入所施設名	生活支援ハウス()	
種類		金額(年額)
収入	年金・恩給等の収入(実際の受給額)	円
	()	
	()	
	()	
	財産収入(地代・家賃など課税標準として把握された不動産所得金額)	
	利子・配当収入(確定申告がされる場合に限る)	
	その他収入(不動産・動産の譲渡、生命保険による一時金、勤務による収入等で、課税標準として把握された所得金額)	
計		円
必要経費	所得税・住民税等の租税(ただし、固定資産税を除く)	円
	医療費	
	社会保険料(国民健康保険料)	
	(介護保険料)	
	(その他)	
	その他必要経費	
計		円
差引額(-)		円

収入の状況が分かる証明書類(年金・恩給等の源泉徴収票の写し、預金通帳の写し等)、必要経費が分かる書類(医療費領収証等)を必ず添付してください。

例)平成27年収入・・・平成27年1月1日～12月31日までの収入